NEWS RELEASE

国土交通省 神戸運輸監理部

令和２年９月３０日 資料配布

兵庫陸運部　監査部門

路線バス事業者に対する文書警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

１．事業者名及び営業所名

事業者名：阪神バス株式会社（法人番号：１１４０００１０７２１４８）
営業所名：西宮浜営業所（兵庫県西宮市西宮浜３丁目２０番地）

２．詳細

監査の実施日　令和２年７月３０日（木）

監査の端緒
令和２年７月１５日に当該事業者の路線バスが、兵庫県西宮市六湛寺町９－２２番地先において、道路前方左側に駐車中の車両を避けようと右側車線に寄った際、右側車線走行中の軽自動車と接触し横転させた事故を端緒に監査を実施。

行政処分等
令和２年９月３０日付け、近畿運輸局長名による警告

違反内容及び違反条項
①届出をしないで各営業所に配置する事業用自動車の数を変更していた。
〔事業計画の事前変更届出違反〕
（道路運送法第１５条第３項）
②運転者に対する指導監督が不適切であった。
〔運転者に対する指導監督義務違反〕
（道路運送法第２７条第３項）（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

配布先
兵庫県政記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部　兵庫陸運部　監査部門 担当：亀岡、齋藤 （電話）０７８－４５３－１１０５